第三十三条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号表面を次のように改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

様式第一号（第一条関係）

（表面）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

４－６０

戦没者等	フリガナ 氏名	(姓)　(名)	生年月日	※１　明治 ２　大正 ３　昭和	年　月　日
	もとの身分		死亡年月日	※１　昭和 ２　平成 ３　令和	年　月　日
	除籍時の本籍等	都道府県			
請求者	フリガナ 氏名	(姓)　(名)	生年月日	※１　明治 ２　大正 ３　昭和 ４　平成 ５　令和	年　月　日
	戦没者等との続柄		個人番号		
	住所	〒 都道府県			
被相続人	フリガナ 氏名	(姓)　(名)	死亡年月日	１　平成 ２　令和	年　月　日
			戦没者等との続柄		
代理人等	フリガナ 氏名	(姓)　(名)	区分	※１　代理人　２　親権者等 ３　成年後見人等	
	住所	〒 都道府県			

国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名				
国債の償還金の希望支払場所	名称		所在地	都道府県　市区町村
前回の特別弔慰金受給者	氏名 請求時の住所	都道府県	戦没者等との続柄	裁定通知書の記号及び番号（額面）　第　号 ※（１　40万・２　24万）
平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に年金給付の受給者が失権した場合	受給者の氏名		証書の記号及び番号	第　号
	戦没者等との続柄		失権の年月日及び事由	平成　年　月　日 ※１　死亡　２　その他（　）

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

令和　年　月　日　　電話

厚生労働大臣
裁定都道府県知事　殿　　氏名　　印

（自治体使用欄）

国債交付取扱店名						
弔慰金の受給者	氏名		戦没者等との続柄		裁定通知書の記号及び番号	

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

（Ａ列４番）